

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
  - 指定居宅サービスの事業の廃止
  - 指定居宅介護支援の事業の廃止
  - 指定介護予防サービスの事業の廃止
- 【公告】
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
  - ”
  - 落札者等の決定
- 【公安委員会】
- 犯罪関連通信の傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)
  - 警備業法に基づく講習

障害福祉課

長寿社会課

”

建築指導課

”

用度課

刑事企画課

生活安全企画課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六百号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年十一月十五日次のとおり指定した。  
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

石賀 充典 呼吸器

田中 寿明 呼吸器

薬師寺 公一 ぼうこう・直腸

医療機関の名称

南岡山医療センター

南岡山医療センター

薬師寺慈恵病院

所在地

都窪郡早島町早島四〇六六

都窪郡早島町早島四〇六六

総社市総社一―一七―二五

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

大倉 佳宏 肢体不自由、呼吸器

野上 邦夫 心臓

医療機関の名称

津山ファミリークリニック

日生病院

所在地

津山市田町八六

備前市日生町寒河二五七〇―四一

◎岡山県告示第六百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワインの里式番館デイサービス

2 所在地

岡山県赤磐市西軽部一二六〇番

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社グリーンライフ

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町鴨方一一八九番地三

三 廃止年月日

平成二十八年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一二八九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第六百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ばら色めがね 介護相談室

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西七一―一五―三七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合資会社ばら色めがね

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西七一―一五―三七

三 廃止年月日

平成二十八年十二月十日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一二一四

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第六百三三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターつくし

2 所在地

岡山県津山市小原一二二〇―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社つくしの里

2 所在地

岡山県津山市小原一二二〇―三

三 廃止年月日

平成二十八年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一四二〇

五 サービスの種類

介護予防通所介護

〔四七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見八〇―一、八〇―三、八二―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

加賀郡吉備中央町竹荘八四九―一

岡田 早加

三 許可番号

岡山県指令建指第一五一号

〔四七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字南仲田一八一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府豊中市上新田四丁目九一二一二〇七号

澁谷 智士

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇六号

〔四七七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

走査電子顕微鏡分析システム 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年十月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社三ツワフロンテック

倉敷市老松町三丁目八番七号

五 落札金額

五五、九四四、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、一四四、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年九月十三日

◎岡山県公安委員会規則第九号

犯罪関連通信の傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県公安委員会

犯罪関連通信の傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪関連通信の傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「刑事部」を「生活安全部、刑事部、交通部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第二百七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月二十五日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
機械警備業務	平成二十九年二月二十一日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）までの四日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年一月十日（火曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。